

第10 人事委員会規則の制定・改廃状況

第10 人事委員会規則の制定・改廃状況

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則

改正概要は「第4給与 4給与条例の実施」及び「第5服務及び勤務条件」を参照

【一部改正】 23. 4.22 人事委員会規則第11号（公布日施行）

- ・特別休暇の対象拡大等に伴う所要の規定整備

【一部改正】 23. 7.15 人事委員会規則第14号（公布日施行）

- ・管理職手当の改正

【一部改正】 23. 9.30 人事委員会規則第17号（平成23年10月1日施行）

- ・管理職手当の改正

【一部改正】 23.11.30 人事委員会規則第19号（平成23年12月1日施行 一部は公布日及び24年1月1日施行）

- ・一カ月以下の育児休業については期末手当を減じないこととする改正
- ・通勤手当、特勤勤務手当、特殊勤務手当の改正
- ・給料の調整額の改正

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第3号（公布日施行）

- ・自己啓発等休業の新設に伴う所要の規定整備
- ・給料の調整額の改正
- ・管理職手当、通勤手当、へき地手当、寒冷地手当の改正
- ・早出遅出勤務、特別休暇に関する規定整備

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

【一部改正】 23.12.28 人事委員会規則第21号（公布日施行）

- ・特例期間延長に伴う特別休暇の改正（附則第2項）

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則

【一部改正】 23.11.30 人事委員会規則第20号（平成23年12月1日施行）

- ・歯科衛生士の初任給基準等の改正
- ・各給料表の改正に伴う所要の規定整備

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第7号（公布日施行）

- ・薬剤師の初任給基準等の改正
- ・昇格時号給対応表の一部改正

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第8号（公布日施行）

- ・平成25年1月1日の昇給制度に係る規定整備（附則第17項）

○岐阜県職員退職手当条例施行規則

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第5号（公布日施行）

- ・自己啓発等休業の新設に伴う所要の規定整備

○岐阜県職員等旅費条例施行規則

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第4号（公布日施行）

- ・旅費の調整に関する所要の規定整備

○職員の内用に関する規則

【一部改正】 23. 7.15 人事委員会規則第13号（公布日施行）

・組織改正に伴う職の新設、廃止（別表職区分表）

（知事等関係）

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	本庁部長	国体報道監	

（教育委員会関係）

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
教育委員会	本庁課長		スポーツ推進室長

【一部改正】 23. 9.30 人事委員会規則第16号（平成23年10月1日施行）

・組織改正に伴う職の新設（別表職区分表）

（知事等関係）

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	本庁課長	航空指導管理監	

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第2号（公布日施行）

・組織改正に伴う職の新設、廃止（別表職区分表）

（知事等関係）

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	本庁部長		国体報道監
	本庁次長	国体報道監 振興局の事務所長 農林事務所長（岐阜及び西濃 農林事務所長に限る。）	中濃振興局中濃事務所長 農林事務所長（岐阜、西濃及 び揖斐農林事務所長に限る。）
	本庁課長	原子力防災室長 消費生活対策監 森林経営対策監 リニア推進対策監 県営水道経営企画監 地域対策監 振興局課長（振興局の事務所 の課長（振興課長を除く。） を除く。）	移住・定住対策監 県立病院・看護大学法人企画 監 間伐材流通対策監 県営水道企画監 大会運営企画監 振興局課長（東濃振興局産業 労働課長及び振興局の事務所 の課長（振興課長を除く。） を除く。） 保健所副所長
	課長補佐	係長	
代表監査 委員	本庁部長		局長
	本庁次長	局長	
	課長補佐	係長	
議会議長	課長補佐	係長	
人事委員会	本庁部長		局長
	本庁次長	局長	
	課長補佐	係長	

医療職（一）

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	主任医長	児童発達支援センター長	
	医 長	係長	

医療職（二）

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	副部長	係長	

医療職（三）

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	上席看護師長	衛生専門学校副校長 係長	

(教育委員会関係)

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
教育委員会	本庁次長	博物館副館長	国際情報科学芸術アカデミー事務局長
	本庁課長		博物館副館長 国際情報科学芸術アカデミー課長
	課長補佐	係長	
	主 査		係長

医療職（二）

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
教育委員会	副部長	係長	

(警察本部関係)

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
警察本部長	本庁課長	監査室長※ 健康管理対策室長 鑑識管理監	主席師範
	課長補佐	主席師範	

※ 順序の整理を行うもの。

公安職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
警察本部長	本部課長	監察指導官	警察航空指導官

○管理職員等の範囲を定める規則

【一部改正】 23. 7.15 人事委員会規則第15号（公布日施行）

・別表第2の改正

別表第2 知事部局関係

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
本庁	略 危機管理統括監、 <u>国体報道監</u> 、参与 略	本庁	略 危機管理統括監_____、参与 略

【一部改正】 23. 9.30 人事委員会規則第18号（平成23年10月1日施行）

・別表第2の改正

別表第2 知事部局関係

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
本庁	略 <u>航空安全管理監、航空指導管理監</u> 、 人材活用対策監 略	本庁	略 航空安全管理監_____ 人材活用対策監 略

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第6号（公布日施行）

・別表第1、2、3、5、6及び7の改正

別表第1 議会関係

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
事務局	事務局長、課長、図書室長、総括管理監、総務課の管理調整係 <u>及び秘書係の課長補佐及び係長</u> （当該課長補佐又は係長が置かれぬ場合にあつては、当該係の上席の主査）	事務局	事務局長、課長、図書室長、総括管理監、総務課の管理調整担当及び <u>秘書担当の課長補佐</u> （当該課長補佐_____が置かれぬ場合にあつては、当該担当の上席の主査）

別表第2 知事部局関係

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
本庁	理事、会計管理者、部長、ぎふ清流国体推進局長、秘書広報統括監、危機管理統括監、国体報道監、参与、次長、観光交流推進局長、出納事務局長、秘書広報統括監、危機管理副統括監、土木技監、参事、課長、 <u>原子力防災室長、総務事務センター長、室長、総括管理監、危機管理指導監、防災対策監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空指導管理監、人材活用対策監、職員健康管理監、具有施設管理監、施設改革企画監、認定審査監、消費生活対策監、不法投棄監視監、自然環境対策監、地球温暖化対策監、少子化対策企画監、看護企画監</u> _____ 、総合療育企画監、感染症対策企画監、保健企画監、児童虐待対策監、技術総括監、農業研	本庁	理事、会計管理者、部長、ぎふ清流国体推進局長、秘書広報統括監、危機管理統括監、国体報道監、参与、次長、観光交流推進局長、出納事務局長、秘書広報統括監、危機管理副統括監、土木技監、参事、課長_____ _____ 、室長、総括管理監、危機管理指導監、防災対策監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空指導管理監、人材活用対策監、職員健康管理監、具有施設管理監、施設改革企画監、認定審査監、移住・定住対策監、不法投棄監視監、自然環境対策監、地球温暖化対策監、少子化対策企画監、看護企画監、 <u>国立大学法人企画監、総合療育企画監、感染症対策企画監、保健企画監、児童虐待対策監、技術総括監、農業研</u>

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
	<p>究企画監、競馬支援監、競馬監督監、技術指導監、鳥獣害対策監、森林経営対策監、森林監視指導監、建設業企画監、建設技術企画監、高速道路企画監、道路管理企画監、交通安全対策監、技術管理監、リニア推進対策監、建築構造審査監、住宅企画監、建築企画監、設備管理監、県営水道経営企画監、検査監、学校連携企画監、地域対策監、施設調整企画監、交通対策監、式典運営企画監、出納審査監、管理監、主幹、秘書課の課長補佐、係長及び主査、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、危機管理課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、財政課の課長補佐、係長、主査及び主任、人事課の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、総合政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、情報企画課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに総合政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、商工政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに政策企画の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査とし、健康福祉政策課の下呂市駐在の課長補佐を除く。）</p>		<p>究企画監、競馬支援監、競馬監督監、技術指導監、鳥獣害対策監、間伐材流通対策監、森林監視指導監、建設業企画監、建設技術企画監、高速道路企画監、道路管理企画監、交通安全対策監、技術管理監、建築構造審査監、住宅企画監、建築企画監、設備管理監、県営水道企画監、検査監、学校連携企画監、施設調整企画監、交通対策監、式典運営企画監、大会運営企画監、出納審査監、管理監、主幹、秘書課の課長補佐及び主査、危機管理課の管理調整の事務を担当する課長補佐（当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、財政課の課長補佐、主査及び主任、人事課の課長補佐、主査、主任及び主事、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する課長補佐（当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、行政改革課の課長補佐、主査及び主任、職員厚生課の課長補佐、主査及び主任、管財課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐（当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、主査、主任及び主事、総合政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、主査及び主任、情報企画課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する課長補佐（当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに総合政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、商工政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する課長補佐（当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに政策企画の事務を担当する課長補佐（当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査とし、健康福祉政策課の下呂市駐在の課長補佐を除く。）</p>

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
振興局	局長、副局長、地域危機管理監、所長、副所長、管理監、課長（ <u>振興局の事務所の課長（振興課長を除く。）を除く。</u> ）、主幹	振興局	局長、副局長、地域危機管理監、所長、副所長、管理監、課長（ <u>東濃振興局産業労働課長及び振興局の事務所の課長（振興課長を除く。）を除く。</u> ）、主幹
県税事務所	所長、管理監、課長	県税事務所	所長、管理監、課長
自動車税事務所	所長、課長	自動車税事務所	所長、課長
保健所	所長 <u> </u> 、管理監、課長（保健所の事務所の課長を除く。）	保健所	所長、副所長、管理監、課長（保健所の事務所の課長を除く。）
子ども相談センター	所長、管理監、家庭支援第一課長	子ども相談センター	所長、管理監、家庭支援第一課長
農林事務所	所長、副所長、管理監、課長	農林事務所	所長、副所長、管理監、課長
病害虫防除所	所長	病害虫防除所	所長
家畜保健衛生所	所長、保健衛生課長（岐阜家畜保健衛生所に限る。）	家畜保健衛生所	所長、保健衛生課長（岐阜家畜保健衛生所に限る。）
土木事務所	所長、副所長、管理監、課長（施設管理課長（岐阜土木事務所を除く。）及び道路維持課長（岐阜土木事務所を除く。）を除く。）、指導検査監	土木事務所	所長、副所長、管理監、課長（施設管理課長（岐阜土木事務所を除く。）及び道路維持課長（岐阜土木事務所を除く。）を除く。）、指導検査監
建築事務所	所長	建築事務所	所長
試験研究機関	所長、主任部長研究員、管理監、部長研究員、課長		
消防学校	校長	消防学校	校長
		東京事務所	所長、課長、企業誘致監
職員研修所	所長、管理監	職員研修所	所長 <u> </u>
歴史資料館	館長	歴史資料館	館長
東京事務所	所長、課長、企業誘致監	試験研究機関	所長、主任部長研究員、管理監、部長研究員、総務課長
		旅券センター	所長
県民生活相談センター	所長、課長	県民生活相談センター	所長、課長
衛生専門学校	校長、管理監、総務課長	衛生専門学校	校長、管理監、総務課長
看護専門学校	校長、主幹 <u> </u>	看護専門学校	校長、総務課長
精神保健福祉センター	所長	精神保健福祉センター	所長
食肉衛生検査所	所長、食肉検査監	食肉衛生検査所	所長、食肉検査監
身体障害者更生相談所	所長	身体障害者更生相談所	所長
知的障害者更生相談所	所長	知的障害者更生相談所	所長

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
希望が丘学園	園長、事務局長、医療部長、看護部長、発達障害者支援センター長、児童発達支援センター長、総務課長	希望が丘学園	園長、事務局長、医療部長、看護部長、発達障害者支援センター長、総務課長
わかめ学園	園長	女性相談センター	所長
女性相談センター	所長	わかめ学園	園長
計量検定所	所長	計量検定所	所長
		情報科学芸術大学院大学	学長、事務局長、研究科長、図書館長、産業文化研究センター長、管理監、課長
国際たくみアカデミー	校長、管理部長、指導部長	国際たくみアカデミー	校長、管理部長、指導部長
木工芸術スクール	校長	木工芸術スクール	校長
情報科学芸術大学院大学	学長、事務局長、研究科長、図書館長、産業文化研究センター長、管理監、課長		
旅券センター	所長		
農業大学校	校長、副校長	農業大学校	校長、副校長
東海環状自動車道事務所	所長	東海環状自動車道事務所	所長
長良川上流河川開発工事事務所	所長	長良川上流河川開発工事事務所	所長
宮川上流河川開発工事事務所	所長	宮川上流河川開発工事事務所	所長
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	所長	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	所長
流域浄水事務所	所長、総務課長、管理監	流域浄水事務所	所長、総務課長、管理監
東部広域水道事務所	所長、副所長、管理監、場長	東部広域水道事務所	所長、副所長、川合浄水場長

別表第3 教育委員会関係

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
事務局	本庁 教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、室長、教育主管、総括管理監、管理監、教育施設整備監、厚生企画監、研修企画監、社会教育対策監、教育総務課の管理調整係長、管理調整係の人事を担当する主査、主	事務局	本庁 教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、室長、教育主管、総括管理監、管理監、教育施設整備監、厚生企画監、研修企画監、社会教育対策監、教育総務課の予算担当及び教職員課の健康管理担当の課長補佐(当

改正後			改正前		
機関		職	機関		職
		任及び主事、政策企画係長、予算係長、教職員課の小中学校係及び高等学校係の課長補佐並びに管理主事、給与係長、免許・公務災害係長及び健康管理係長			該課長補佐が置かれていない場合にあつては、当該担当の上席の主査)並びに教育総務課の管理調整担当の課長補佐、主査、主任及び主事、教職員課の小中学校担当及び高等学校担当の課長補佐、主査、管理主事、主任及び主事、給与担当及び免許・公務災害担当の課長補佐(当該課長補佐が置かれていない場合にあつては、当該担当の上席の主査)
	教育事務所	所長、課長、学校職員課の学校人事係の課長補佐及び管理主事		教育事務所	所長、課長、学校職員課の学校人事担当の課長補佐及び管理主事
高等学校		校長、副校長、教頭、管理監、事務部長、学校事務主幹、事務長	高等学校		校長、副校長、教頭、管理監、事務部長、学校事務主幹、事務長
特別支援学校		校長、副校長、教頭、部主事、管理監、事務部長、学校事務主幹、事務長	特別支援学校		校長、副校長、教頭、部主事、事務部長、事務長
			国際静岡科学芸術アカデミー		学長、事務局長、学科長、課長
国際園芸アカデミー		学長、副学長	国際園芸アカデミー		学長、副学長
森林文化アカデミー		学長、副学長、事務局長、課長	森林文化アカデミー		学長、副学長、事務局長、課長
図書館		館長、副館長、総務課長	図書館		館長、副館長、総務課長
高山陣屋管理事務所		所長	高山陣屋管理事務所		所長
文化財保護センター		所長、総務課長	文化財保護センター		所長、総務課長
博物館		館長、副館長、部長	博物館		館長、副館長、部長
美術館		館長、副館長、部長	美術館		館長、副館長、部長
現代陶芸美術館		館長、副館長、部長	現代陶芸美術館		館長、副館長、部長

別表第5 監査委員関係

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
事務局	事務局長、課長、総括管理監、監査第一課の管理調整係の係長(当該係長が置かれていない場合にあつては、当該係の上席の主査)	事務局	事務局長、課長、総括管理監、監査第一課の管理調整担当の課長補佐(当該課長補佐が置かれていない場合にあつては、当該担当の上席の主査)

別表第6 人事委員会関係

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
事務局	事務局長、課長、課長補佐、係長、主査、主任及び主事	事務局	事務局長、課長、課長補佐、主査、主任及び主事

別表第7 労働委員会関係

改正後		改正前	
機関	職	機関	職
事務局	事務局長、課長、審査調整課の審査調整係の係長(当該係長が置かれない場合にあつては、当該係の上席の主査)	事務局	事務局長、課長、審査調整課の審査調整担当の課長補佐(当該課長補佐が置かれない場合にあつては、当該担当の上席の主査)

○岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則

【一部改正】 23. 7.12 人事委員会規則第12号(公布日施行)

- ・一般職の非常勤職員が育児休業を取得することができるようになったことに伴う規定整備

○岐阜県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第1号(公布日施行)

- ・係制導入に伴う規定整備

○岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第9号(公布日施行)

- ・派遣先団体の追加に伴う別表の整理

○岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

【一部改正】 24. 4. 1 人事委員会規則第10号(公布日施行)

- ・岐阜県職員の留学費用に関する条例の改正に伴う規定整備

○岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

【新規制定】 24. 4. 1 人事委員会規則第11号(公布日施行)

- ・自己啓発等休業の新設に伴う規則の制定

○岐阜県人事委員会鍵情報等管理規程

【廃止】 24. 3. 9 人事委員会訓令甲第1号(平成24年3月10日施行)

- ・総合行政ネットワーク(LGWAN)の電子文書交換システムがサービスを終了することに伴い、対象となる事務がなくなることによる規程の廃止

1950

1951

1952

1953

1954

1955

1956

1957

1958

1959

1960

1961

1962

1963

1964

1965

1966

1967

1968

1969

1970

1971

1972

1973

1974

1975

1976

1977

1978

1979

1980

1981

1982

1983

1984

1985

1986

1987

1988

1989

1990

1991

1992

1993

1994

1995

1996

1997

1998

1999

人事委員会年報（業務白書）（平成23年度）

平成25年2月発行

編集発行 岐阜県人事委員会事務局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-8796

FAX 058-278-2826

URL <http://www.pref.gifu.lg.jp/kakushu-iinkai/jinji-iinkai/>

E-mail c13201@pref.gifu.lg.jp

